

## 境港市からの令和5年度国・県政に対する要望への回答

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
総務省	総務部 (デジタル改革推進課)	1	地方公共団体の情報システムの標準化に係る経費に対する財政措置について	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月に施行され、地方公共団体はシステムの標準化に向けて取り組んでいる。マイナンバー制度導入時のシステム整備の際には、地方公共団体の負担が生じたので、そうしたことにならないよう、標準化に要する経費については、国において全額財政措置するよう働きかけていただきたい。	継続	市町村基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に当たっては、全ての市町村が円滑に移行できるよう、確実な財政支援を国に要望してきましたが、デジタル基盤改革支援補助金について、人口規模で想定事業費(補助上限額)を定めるのではなく、実際に生じる経費を踏まえた補助制度とするよう要望するなど、今後も引き続き、市町村が自己負担を余儀なくされることのないよう、国に対し働きかけを行います。
	生活環境部 (くらしの安心推進課)	2	鳥取県犯罪被害者支援条例(仮称)の制定について	犯罪被害者の方への支援については、市町村においても、関係機関と連携を図りながら個々に応じた対応にあたっている。こうした中、鳥取県は、国の犯罪被害者等給付金が給付までに時間を要していることから、当面の出費に対する支援として、独自の見舞金の給付を含む犯罪被害者支援条例の制定を市町村に対して求めている。  しかしながら、犯罪被害者の方は「地域によって支援に差が生じることのない制度の整備」を求めている。県内で統一された支援制度の創設が望ましいことから、当該条例については鳥取県で制定していただきたい。	継続	県では、犯罪被害者支援に関する条例として、令和2年3月に鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例を改正し、国、市町村等と連携して犯罪被害者支援に係る施策を実施していくことを明記しているところです。  また、見舞金の給付は、住民に密着した市町村が主体となることが望ましいことから、県内で統一した支援制度を設けていただけるよう、県で補助制度を創設しております。(遺族見舞金：上限15万円、傷害見舞金：上限5万円、市町村負担の2分の1補助)  犯罪被害者等の生活や権利を守り、地域で支えていく市町村の意思を明らかにすることが、犯罪被害者等に力を与え、早期に日常生活を取り戻すことに繋がるので、市町村でも条例制定について御検討ください。
厚生労働省	子育て・人材局 (家庭支援課)	3	こどもの医療費軽減制度の創設について	小児医療費については、全国の多くの自治体が助成し、自己負担を軽減または無料化しているが、財政状況により、自治体間に助成内容の格差が生じている。  少子化対策が国の喫緊課題である中、本来、こどもがどの自治体に居住していても医療費負担は同一の水準であるべきであり、国の責任においてこどもの医療費負担を軽減する全国一律の制度を早急に創設していただきたい。	継続	小児医療費助成制度については、少子化対策の大きな柱として、これまで全国知事会を通じて全国一律の制度の創設を要望しているところであり、今年度も引き続き国に要望を行うこととしています。
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	4	生涯続けなければならぬ高度かつ継続的な医療に関する給付への支援について	医療技術の高度化等により、様々な病気が克服されつつあるが、一方で一人で年間数百万円、数千万円にも及ぶ医療費を生涯にわたって必要とするケースもあり、相互扶助を基本とする医療保険制度の財政運営を圧迫し、危機的な状況を招く要因ともなっている。  保険財政の維持・健全化を図るために、生涯続けなければならない高度かつ継続的な医療に対する給付は、福祉施策として医療保険制度から切り離すか、若しくは医療保険制度の中であっても国民全体で支えるような支援制度(保険料に影響しない仕組み)を創設していただきたい。	継続	平成30年度から国民健康保険制度の都道府県化が実施され、従来と比較すると財政規模が大きくなりましたが、退職者や所得の不安定な方の割合が多いこと、年齢構成が高いなど構造的な課題は依然として解決されていないままです。そのため、市町村保険者で高額な医療費が発生した場合、他の被用者保険と比べて財政負担が大きく、財政運営に少なからず支障をきたすことも指摘されています。  将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障・負担が生じることのないようあらゆる対策を講じるよう、今年度も7月に国に対して要望を行う予定です。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	5	国民健康保険事業に対する国庫負担の拡充について	国民健康保険事業の基盤強化に向け、公費が投入されているが、増加の一途をたどる医療費に対し、将来にわたる十分な基盤強化に向けて、更なる公費拡充を求める。 また、地方が実施する各種医療費助成は、障がい等により真に医療を必要とする者が医療を受けやすくするための施策である。このような地方単独事業に対し、国民健康保険の療養給付費負担金や調整交付金の算定において減額調整する措置は早急に廃止していただきたい。	継続	平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、平成27年2月12日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(国保基盤強化協議会)における合意に基づく必要な財源を確保するよう、知事会要望など、あらゆる機会を捉えて国に対して要望しています。 本県としても、国が責任をもって今後の医療費の増富に耐えうる財政基盤を確立し、持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けた財政措置を求めるとともに、子ども、身体・知的障がい者やひとり親家庭への医療費助成など、全ての地方単独事業に対する国による減額措置を早急に廃止するよう、今年度も7月に国に対して要望を行う予定です。
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	6	次期国保総合システム更改に対する国の財政支援	国保連合会が運用する国保総合システムは、令和6年4月から新システムに移行することとなっているが、クラウド化や社会保険診療報酬支払基金とのレセプト受付領域の共同化及び審査支払基準の統一化などを行う仕様であり、システムの更改経費が通常に比べ多額となる。 この経費を市町村等保険者へ転嫁すると、審査支払手数料の引き上げなどで費用負担が増し、脆弱な国保財政への影響が懸念される。 特に、地方においては、被保険者の年齢層が高く、医療費水準が高くなる傾向にあり、持続可能かつ安定的な国保制度の堅持のためにも、引き続き、所要の財政支援を行っていただきたい。	新規	審査支払機能改革として、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会等の審査支払機能の整合的かつ効率的に機能させる改革が進められており、令和6年4月に向けた国保総合システムの更改も、令和3年3月31日付けで厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が公表した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいて行われています。 この改革工程表に、国保総合システムのクラウド化やレセプト受付領域の共同化、審査基準の統一などが盛り込まれていますが、これらの改修は、通常システム更改に比べ費用の掛かり増しが生じるため、保険者や被保険者に新たな財政負担が生じることが懸念されており、国が所要の財政支援を行うよう、今年度も7月に国に対して要望を行う予定です。
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	7	国民健康保険事業に対する県費助成について	国民健康保険においては、特別医療費助成事業を実施していることによる国庫支出金の減額が行われており、市町村はそれに伴う財政負担を強いられている。 特別医療費助成事業は、鳥取県と県内市町村との協調により実施している主旨からも、この減額措置に対する県の応分の財政支援を求める。	継続	特別医療費の助成による国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止することについて、あらゆる機会を捉えて要望しており、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成については、国民健康保険の減額措置は行わないこととされました。 今後も国に対して国庫負担金の減額措置の廃止に向けてしっかりと要望していくこととしていますが、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	8	特別医療費助成事業に対する県費助成の拡充について	多くの県内市町村が単独事業として実施している身体障害者手帳3級所持者、療育手帳B判定所持者及び精神障害者手帳2級・3級所持者への医療費助成を県と市町村の協調制度として実施していただきたい。	継続	重度の障がいのある方は、医療費をはじめとした負担が大きく、重点的な支援が必要であるとの認識から、特に県と市町村が共同して支援することとしています。 しかしながら、障害者総合支援法の考え方から、地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は、市町村であると考えており、身体障害者手帳3級所持者、療育手帳B判定所持者及び精神障害者手帳2級・3級所持者への助成については、県と市町村が共同で実施している助成制度の対象とは考えておりません。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
総務省	総務部 (税務課)	9	空き家対策に係る税制 度の創設について	空き家を除却した場合の税の激変緩和措置や除却費に係る税控除などといった除却推進のための税制度を創設するよう、国に働きかけていただきたい。	新規	空き家を除去した場合の跡地については、固定資産税の住宅用地特例が解除されるに伴い税額が増加することとなり、除去促進の阻害要因となり得ることから、特例解除後も市町村が一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合の財政支援措置等を創設するよう国に要望しているところです。また、それぞれの自治体が各地域の実情に応じて実施している取組についても財政面で支援することを継続して要望します。
総務省	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	10	空き家除却促進のため の固定資産税減免に係 る減収補填措置の創設 について	空き家対策を推進するため、特定空き家や利活用が見込まれない空き家を除却した場合に、除却後の土地に対して、一定期間に限り固定資産税の減免を行った場合の減収補填措置を創設するよう、国に働きかけていただきたい。	新規	現行制度においては、空き家の底地の固定資産税について、空き家を除却した場合には、住宅用地特例が適用されなくなり、税額が増加するため、所有者等が空き家の除却をためらう一因となっています。 空き家の任意の早期除却を促進する観点から、市町村が空き家除却後の跡地について、住宅用地特例が適用されなくなった後も一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合に、その負担軽減のため、減収補填措置を創設するよう国に要望します。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	11	地域生活支援事業に対 する財政措置について	地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて市町村が実施する事業であり、その負担割合は、国が2分の1、県及び市町村が各4分の1となっているが、国庫補助金について、負担割合を下回る交付が常態化している。 事業の着実な実施のため、所要額(実績額)の2分の1となる金額を確実に交付するよう、県からも国に働きかけていただきたい。	継続	令和3年度国予算において、当該国庫補助金は前年度より約1.03%減の446億円余が確保されましたが、同年度の本県における県及び市町村の充当率(交付決定額の合計を交付を要望する国庫補助金額の合計で除した数字)は約55.12%であり、県では今年度も市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずることについて、国に対して7月に要望を行う予定です。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	12	就労継続支援事業の施 設外就労加算の復活に ついて	令和3年度の報酬改定により、就労継続支援事業の施設外就労加算が廃止され、その代わりとして基本報酬が増額改定された。しかしながら、加算の廃止に見合った増額となっておらず、障がい者就労継続支援事業所は、減収に追い込まれている。 施設外就労は、一般就労への移行促進や工賃の向上、多様な就労機会の提供にもつながっているが、加算の廃止によって、これまでのような手厚い体制での支援が提供できず、施設外就労の維持、ひいては職員の雇用維持も困難となる可能性があることから、加算の復活が必要である。	継続	令和3年度報酬改定に伴う施設外就労加算の廃止による県内就労継続支援事業所の運営や利用者の工賃等への影響を踏まえて、必要な措置を講じるよう国に対して7月に要望を行う予定です。
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	13	介護保険制度の見直し について	介護保険料は、制度創設時に比べて2倍以上増加している。令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化の進展に伴い介護給付費のさらなる増加が見込まれ、第9期計画の保険料は、第8期計画と比較すると、大幅に増加する事が予想される。介護保険制度が持続的かつ円滑に運営し続けるために、国費負担の拡充など制度の見直しを図っていただきたい。	継続	介護保険制度は、公費50%(国費25%、県12.5%、市町村12.5%)、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されています。 社会保障審議会等において、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から継続的に制度見直し等が議論されており、国・地方の負担割合等も、こうした議論を踏まえて、国において総合的に判断されるべきものと考えます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	14	地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業に対する国庫負担の上限額の見直しについて	高齢者の健康寿命の延伸においては、介護予防が特に重要である。各自自治体は介護予防に力を注ぎ、介護予防・日常生活支援総合事業費は年々増加して、国庫負担の上限額を超える見込みである。上限額を超えた場合、個別協議により国庫負担が認められる仕組みがあるが、近年、個別協議に該当する事由が限定されてきており、上限額を超えた事業費全額が自治体負担となる事例も起きている。このような状況は、自治体の財政を圧迫するだけでなく、介護予防の取り組みに対する抑制にも繋がる。介護予防の重要性と介護予防に積極的に取り組む地域の実情を踏まえ、国庫負担上限額の見直しを図っていただきたい。	新規	介護予防・日常生活支援総合事業は、公費 50% (国費 25%、県 12.5%、市町村 12.5%)、保険料 50%の負担割合により、各市町村において実施されており、事業費の上限については、事業移行前年度実績に市町村の 75 歳以上高齢者の伸びを乗じた額としているほか、特別な事情がある場合は、例外的な個別判断により、上限を超えた交付金の措置が認められているところ。制度の在り方については、介護予防効果や保険料負担などの観点から定期的に見直しを議論されており、今後も国において総合的に判断されるものと考えます。
農林水産省	農林水産部 (漁業調整課)	15	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域内における水産資源管理及び漁業者の安全操業を確保するにあたり、特にベニズワイガニ産業では、民間レベルでは協議を継続されていますが、漁場等の調整には限界があることから、政府間の公式協議を早期に開催するなど、国の責任において、暫定水域内の漁業秩序を早急に確立していただきたい。 また、違法操業を行う外国漁船の取り締まりをより一層強化し、違法操業根絶のための抜本的かつ効果的な対策を講じていただきたい。	継続	毎年、日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について国に対し要望を行っています。市と同様に県も重要であると考えていることから、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
農林水産省	農林水産部 (水産振興課)	16	中海の漁業振興について	中海の漁業振興を図るため、引き続き、浅場造成、藻場造成など漁業環境の改善を促進していただきたい。	継続	平成 24 年度より県で国土交通省が米子市崎津に造成した浅場での水産資源の生産力を高めるため、出現する魚類の把握、簡易型魚礁の効果検討等について調査研究を進めております。 また、必要な漁場環境の改善についても国に対し働きかけていきます。
農林水産省	県土整備部 (空港港湾課) 農林水産部 (水産振興課)	17	高度衛生管理型市場整備事業の促進について	境漁港における高度衛生管理型市場の早期整備に向け、必要な予算の確保等に引き続き努めていただきたい。また、今後も事業費の精査に努め、地元市町村の負担が過度とならないよう、引き続き配慮いただきたい。 ・総事業費：218 億円	継続	7 月 25 日に国に対し要望を行う予定です。今後も引き続き国へ要望します。 今後とも地元市町村の負担が過大とならないよう、事業費の精査に努めます。 なお、事業費の大部分を占める上屋の整備費に対しては、市町村負担金を徴収していません。
農林水産省	農林水産部 (漁業調整課)	18	対馬暖流系のマイワシ等の TAC 配分について <b>【重点要望項目】</b>	TAC 配分における資源評価については、関係機関や漁業関係者から漁業現場の実態を聴取したうえで、資源水準に基づいた評価手法を確立し、適切な漁獲枠の配分に努めていただきたい。 特に、対馬暖流系マイワシについては、令和元年と比較し TAC 配分の減少幅が大きいことから、漁業者、仲卸業者、水産加工業者等の安定経営の観点からも、速やかに資源の再評価を行い、TAC の見直しや追加配分に活かしていただきたい。 また、新たな TAC 魚種の追加については、漁業者が操業時に複数の TAC 魚種を混獲した場合の漁獲量管理など、新たな課題も懸念されていることから、関係機関や漁業関係者の意見を踏まえたうえで進めていただきたい。	新規	対馬暖流系のマイワシの TAC 管理については、昨年度から国に対し、漁獲量の変動に左右されにくい資源評価手法の確立と、漁獲量変動に対応できる十分な留保枠を準備するように働きかけており、今年も 7 月 25 日に要望する予定です。 また、新たな TAC 対象種としてカタクチイワシ、ウルメイワシ、ブリなどのまき網漁業の対象魚種や、ニギス、ソウハチなどの沖合底びき網漁業の対象種が検討されており、漁業者の関心も高いことから、これらの魚種についても、関係機関及び漁業者等の意見を十分に踏まえた上で、資源管理を進めていくよう国に対し働きかけていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答												
	交流人口拡大本部 (まんが王国官房)	19	水木しげる記念館再整備に対する県費補助について <b>【重点要望項目】</b>	<p>「水木しげる記念館」は、水木しげる先生の貴重な原画や資料を守り、魅力を伝える唯一の施設である。さらに年間約20万人が入館する集客施設であり、本市はもとより、鳥取県が誇る観光振興に欠かすことのできない施設となっている。</p> <p>現在、これまで水木しげる先生が歩んだ100年を継承し、次の100年へ想いをつなげる文化観光拠点として記念館の再整備を進めているところであり、まんが王国とつとりを標榜する鳥取県におかれては、展示内容をより充実したものするために支援をお願いしたい。</p> <p>&lt;今後のスケジュール(予定)&gt;</p> <p>R4年度 基本設計・実施設計 R5年度 建設工事、展示製作 R6年度中 リニューアルオープン</p>	新規	<p>令和7年度の大阪万博の開催や県立美術館の開館を好機とし、これらとも連動させたまんが王国とつとりの一層の魅力向上による国内外からの誘客の強化が必要と考えています。</p> <p>その一環として「水木しげる先生が歩んだ100年を継承し次の100年へ想いをつなげる文化観光創造拠点」を目指した水木しげる記念館の再整備に対しては、設計が進捗し、これから明確になってくる具体的な内容を踏まえて、県としての支援内容等を検討します。</p>												
文部科学省	教育委員会 (高等学校課)	20	民間委託による外国語指導助手の配置に対する財政措置について	<p>令和4年度は外国語指導助手(ALT)を6名(JET:3名、民間委託:3名)配置し、市内小中学校に英語指導を行っている状況である。</p> <p>ALTの配置については、英語の指導経験が少ないJETプログラムのALTには交付税の算定対象となるなど、財政措置がなされているが、高い指導技術を備え、経験を積んだ民間委託のALTに対しては何ら財政措置がなされていない。</p> <p>県費負担の教職員の給与等については、国がその経費の3分の1の負担義務を負う「義務教育費国庫負担制度」が設けられている。</p> <p>については、新学習指導要領に基づく英語教育を推進する上で必要不可欠となる民間委託のALTの配置についても、この制度と同様に、経費の3分の1を国が負担するなど、財政措置を講じていただけるよう要望する。</p>	継続	<p>民間委託による外国語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置については、今年度も国に対し要望を行う予定です。</p> <p>なお、国が進めるJETプログラム(地方財政措置有)では、外国語指導助手(ALT)の来日前後における研修や指導力等向上の研修が必須であり、外国語指導助手(ALT)の質の確保及び向上が図られていることから、JETプログラムのさらなる活用について御検討ください。</p>												
国土交通省	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	21	水木しげるロード街なみ環境整備事業について	<p>水木しげるロードリニューアル事業にあわせ、沿道の店舗等における地元が主体となった景観形成に対する支援を行う。(社会資本整備総合交付金の確保)</p> <p><b>【街なみ環境整備事業】</b></p> <p>整備地区面積 A=38.4ha</p>	継続	<p>社会資本整備総合交付金については、必要な財源を確保するよう本年度も引き続き国に要望します。</p> <p>なお、貴市要望事業に係る概算要望調書は6月に国へ提出し、必要な予算の確保を要望しています。</p> <p><b>【参考】境港市の交付金要望・配分・実績額(国費)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本要望額(前年度1月提出)</td> <td>41,666千円</td> <td>5,142千円</td> </tr> <tr> <td>当初配分額</td> <td>40,208千円</td> <td>3,685千円</td> </tr> <tr> <td>実績額(当初配分額/実績額)</td> <td>—</td> <td>2,880千円 (128%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年度	令和3年度	本要望額(前年度1月提出)	41,666千円	5,142千円	当初配分額	40,208千円	3,685千円	実績額(当初配分額/実績額)	—	2,880千円 (128%)
区分	令和4年度	令和3年度																
本要望額(前年度1月提出)	41,666千円	5,142千円																
当初配分額	40,208千円	3,685千円																
実績額(当初配分額/実績額)	—	2,880千円 (128%)																

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	生活環境部 (住まいまちづくり課)	22	ブロック塀耐震対策事業について <b>【重点要望項目】</b>	<p>平成30年に発生した大阪北部地震において、危険ブロック塀の倒壊により通学中の小学生が犠牲となる事故が発生した。同年度より国費、県費を財源とした危険ブロック塀の撤去支援に取り組んでいるが、通学路沿いにおける危険ブロック塀の撤去が進んでいない状況であり、経済的負担が大きいことが主な要因である。</p> <p>補助制度の条件(県作成 Q&amp;A による)として、道路沿いに設置されている危険ブロック塀は全て撤去する必要があることから、敷地面積が大きく且つブロック塀の延長が長い所有者は、現時点の補助上限額のみでは自己負担額が大きい。</p> <p>このような状況から、本市では、今年度より危険ブロック塀の部分的な撤去についても補助金の対象とする市独自の補助制度を創設し、所有者の経済的負担を軽減し、市民の命を守るための政策を進めている。鳥取県においても、所有地の面積等を勘案した補助上限額の拡充及び補助要件の緩和を実施していただきたい。</p> <p>○危険ブロック塀撤去費等補助金 避難路沿いに面したブロック塀除却 事業費：1,800千円(補助額上限300千円×6件) 負担割合：国1/3、県1/6、市1/6</p>	新規	<p>危険ブロック塀の撤去等に対する補助制度は、平成30年9月補正で創設し、令和元年6月補正で補助額上限を引き上げたほか、「塀の危険な部分のみ撤去する場合」も補助対象とする補助要件の緩和を行い、所有者の負担軽減を図っています。</p> <p>危険ブロック塀の撤去等を一層進めていくためには、実情に応じた制度の見直しを検討する必要がありますので、8月8日に開催する建築物安全安心推進協議会(県市町村で構成)において、他の市町村の意見・要望もお伺いした上で、補助上限額の拡充及び補助要件の緩和について検討したいと考えています。</p>
国土交通省	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	23	水木しげるロード街なみ環境整備事業について	<p>水木しげるロードリニューアル事業にあわせ、周辺の街なみと一体となり、多くの人々が楽しめる広場(仮称)妖怪ふれあい広場を整備する。</p> <p>同広場を令和5年度に完成させるため、重点的な配分を要望する。</p> <p><b>【街なみ環境整備事業】</b> 整備面積 A=0.11ha</p>	新規	<p>社会資本整備総合交付金については、必要な財源を確保するよう本年度も引き続き国に要望します。</p> <p>なお、貴市要望事業に係る概算要望調書は6月に国へ提出し、必要な予算の確保を要望しています。</p> <p>※交付金の状況は、No.21の表を御参照ください。</p>
国土交通省	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	24	空き家対策事業について	<p>空き家対策に係る国費の確保及び制度の拡充を要望する。</p> <p>特に、以下の②特定空き家以外の空き家の除却に柔軟に対応するため、除却後の跡地利用計画の有無に関わらず、豪雪地帯要件の基準緩和など、国庫補助制度の拡充を要望する。</p> <p>○空き家対策総合支援事業補助金 ①特定空き家の除却費用の助成【補助率：4/5】 ②特定空き家以外の空き家除却費用の助成【補助率：4/5】 ○空き家利活用流通促進事業補助金 ③利活用する際の空き家改修費用の助成【補助率：1/2】</p>	継続	<p>空き家対策の一層の推進を図るため、引き続き、国に対して財政措置の充実・確保を要望していきます。</p> <p>老朽危険空き家等に至らない空き家の除却支援については、跡地を公共に資することが基本であると考えています。豪雪地帯の要件については今年度から各種災害により被害が生じた又は見込まれるものに見直されたところですが、要件が曖昧な部分もあるため、明文化等を求めるとともに、地方の実情に応じ柔軟な運用が可能となるよう、働きかけていきます。</p> <p>なお、貴市の空き家対策の取組に係る国の空き家対策総合支援事業は、概算要望調書を6月に国へ提出し、必要な予算の確保を要望しています。</p> <p><b>【参考】</b> 令和4年度空き家対策総合支援事業補助金 ・本要望(令和4年1月提出) 境港市の本要望額(国費)9,000千円 ・配分額 境港市の当初配分額(国費)9,000千円 (本要望額に対する査定率100%)</p>

道路等整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	①	米子一境港間高規格幹線道路整備事業	北東アジアゲートウェイである重要港湾「境港」、特定第三種漁港「境漁港」、国際空港「米子鬼太郎空港」からの人流・物流の円滑化、津波や原子力災害時における信頼性の高い避難路の確保、米子・境港間の慢性的な交通渋滞の解消のため、米子・境港間を結ぶ高規格道路の事業化について、引き続き本市を含む関係自治体と連携して、次のとおり国に働きかけていただきたい。 ○事業が凍結されている中国横断自動車道岡山米子線(米子 IC～米子北 IC 間)の凍結を解除すること。 ○中国横断自動車道岡山米子線(米子 IC ～境港間)について、事業化に向け、計画段階評価の早期着手を図ること。	継続	令和2年度に開催された中海・宍道湖圏域道路整備勉強会や、昨年度に開催された地元懇談会で、地元が考える将来像を実現させるためには米子・境港間の高規格道路の早期整備が必要と整理されました。米子・境港間の高規格道路は島根原発の避難路としても必要な道路であり、中国横断自動車道岡山米子線(蒜山 IC～境港間)整備促進期成同盟会と協力し、東京で決起大会を行うなど、早期事業化を国に働きかけていきます。なお、本年5月に国に対して要望を行いました。
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	②	安全・安心な道づくり事業	安全・安心な道づくり事業は、道路事業の補助金や防災・安全交付金を活用して、橋梁・舗装の個別施設計画に基づく老朽化対策や通学路の安全対策等を行っている事業であり、計画的な修繕や整備には、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分をしていただきたい。 ○補助事業 ・橋りょう点検及び長寿命化修繕計画 ・横断歩道橋点検及び長寿命化修繕計画 ・渡中浦水門連絡線通学路安全対策 ・福定渡線通学路安全対策 ○防災・安全交付金事業 ・境昭4号線舗装修繕 ・渡96号線交差点改良 ・市道路面性状調査及び舗装修繕計画	継続	国全体の道路予算が伸びない状況下で、地方が所要の予算を確保していくためには国全体の予算総額の拡大が不可欠であり、引き続き道路メンテナンス事業補助金をはじめとする道路予算の総額の拡大と地方への重点配分を国に求めています。
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	③	県道米子空港線交差点改良事業	県道米子空港線と市道外浜線の交差点は、折れ交差となっており、見通しが悪く、車両の安全通行には危険な交差点形状となっていることから、県道米子空港線の折れ交差の早期改善を要望する。	継続	平成30年度から事業着手しており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)	④	県道渡余子停車場線バイパス整備事業	国道431号から江島大橋に至るルートについては、県道渡余子停車場線や県道米子境港線での慢性的な渋滞が発生している。現在、県道渡余子停車場線の「渡公民館前交差点」と「大根島入口交差点」の改良事業に取り組んでいただいているところであるが、渋滞の根本的な解消を図ることはもとより、中海・宍道湖・大山圏域にとっても重要な社会基盤である「境港」や「境漁港」の機能を最大限に発揮することができる道路ネットワークや原子力災害時における新たな避難ルートの構築のため、国道431号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパス整備を要望する。 ○バイパス整備(国道431号～江島大橋) L=3,000m	継続	現在、県道米子境港線の「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」において、令和元年度から渋滞解消を図るための交差点改良に着手しており、事業を推進しているところです。 国道431号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパスについては、交差点改良後の効果や「米子・境港間の高規格道路」の進捗状況を確認しながら、必要性や事業主体について貴市と協議をしていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	⑤	県道渡余子停車場線交 差点改良事業	令和元年度から県道渡余子停車場線の交通渋滞の緩和対策として実施している「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」の2つの交差点改良事業について、早期完成を要望する。	継続	令和元年度から事業実施しており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑥	西工業団地護岸整備事 業	治水事業は、住民の安全・安心な生活を守り、地域経済の安定を図るためにも重要な事業であることから、「斐伊川水系河川整備計画」に基づく中海湖岸堤整備の事業進捗と早期完成を要望する。 ○未整備延長(令和3年度末) ・貯木場北 L=310m (西工業団地湖岸堤整備全体 L=1,620mのうち令和3年度で L=1,310m)	継続	国では、短中期整備箇所である西工業団地貯木場北等の工事促進を図っています。引き続き早期に整備が図られるよう、本年5月に国に対し要望を行いました。 また、今年度開催される中海会議においても、改めて国へ要望を行う予定です。
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑦	外江町堤防整備事業	斐伊川水系河川整備計画において、境水道の堤防整備については、境港市の外江地区など、市の内水対策が明らかになった時点で調整を図り、必要な堤防等の整備を行うとされている。このことを受け本市では、当該地区周辺の内水対策を進めるため、令和2年度に公共下水道計画の事業認可の拡大を行うとともに、令和2年に設立された「斐伊川水系流域治水プロジェクト」において、外江町の雨水ポンプ場整備を位置づけたところである。今後は、本市が行う内水対策整備と国が行う堤防整備が一体的に進捗していくよう、十分に調整を図りながら、計画的かつ効率的に進めていくことを要望する。 ○境水道(外江地区)堤防整備 L=616m	継続	当該区間の既存護岸については、貴市における内水対策の取組が進められることから、斐伊川水系河川整備計画に基づき必要な堤防等について貴市と調整し早期に整備が図られるよう、本年5月に国に対して要望を行いました。 今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。



港湾整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	①	境港港湾整備事業 【国直轄】	(1)境港予防保全事業 昭和南岸壁(-13m)改良 エプロン改良	継続	新規の要望内容も含めた港湾施設の整備促進と老朽化対策の推進については、本年5月に国に対し要望を行いました。今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	②	境港港湾整備事業 【国直轄】	(2)境港ふ頭再編改良事業 昭和南岸壁 岸壁整備(-12m)(耐震) 泊地(-12m) ・R4年度に基本設計を実施 ・R5年度は設計、仮設工を計画	新規	新規の要望内容も含めた港湾施設の整備促進と老朽化対策の推進については、本年5月に国に対し要望を行いました。早期着手に向けて国に対して働きかけていきます。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	③	境港港湾整備事業 【国直轄】	(3)境港予防保全事業 沖防波堤改良(越波対策) ・R4年度に基本設計を実施 ・R5年度は消波ブロック製作を計画	継続	新規の要望内容も含めた港湾施設の整備促進と老朽化対策の推進については、本年5月に国に対し要望を行いました。今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	④	境港港湾整備事業 【国直轄】	(1)竹内南地区防波堤整備 防波堤整備 L=657m 事業期間 R4年度～R7年度 総事業費 1,670百万円 (うち国費 557百万円) ・R4年度は調査設計を実施予定 ・R5年度は地質調査、防波堤整備を計画	新規	令和4年度から境港管理組合において事業着手をしており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	⑤	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	(2)中野1号岸壁改良 防舷材改良 L=240m 事業期間 R5年度 総事業費 90百万円(うち国費 30百万円) ※40,000DWT級原木船の入港に対応するための改良。 ※現在は30,000DWT対応岸壁だが、38,000DWT級の入港実績あり。	新規	中野1号岸壁改良については、境港管理組合において、事業化に向けて検討します。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	⑥	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	(3)境港公共マリーナ係留栈橋防食 1号栈橋 L=126m(R2～R4) 2号栈橋 L=135m(R2～R5) 3号栈橋 L=126m(R2～R5) 総事業費 90百万円(うち国費 30百万円)	継続	令和2年度から境港管理組合において事業着手をしており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (空港港湾課)	⑦	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	(4)港湾メンテナンス事業 R5年度 10事業 C=126百万円 ※R5年度から老朽化対策に係る事業は、防災安全交付金事業から、港湾メンテナンス事業(統合補助事業)に移行。 ※利便性・安全性向上のための施設整備(公共マリーナ等)は、交付金事業のまま。	継続	新規の要望内容も含めた既存施設の老朽化、機能強化対策については、境港管理組合において、長寿命化計画を踏まえた優先順位を検討した上で、事業を推進します。

公共下水道事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課) 地域づくり推進部 (市町村課)	①	境港市公共下水道事業	<p>公営企業会計への移行に向けて順調に作業を進めており、令和4年度末で移行作業を完了させ、令和5年度から移行するため、移行初年度となる令和5年度交付金の配分をお願いしたい。</p> <p>境港市は、昭和58年度から公共下水道事業に着手し、生活環境の改善や公共用水域保全を目指して、汚水処理の普及を重点的に進めている。</p> <p>1. 汚水管渠整備の促進</p> <p>汚水管渠整備は、国が推進する「10年概成」の令和8年度を目標として、計画区域の整備を順次進め、令和5年度は外江・渡地区の生活環境の改善、中海湖沼区域の水質向上を目的として、汚水整備を継続して進めていく。下水道の未普及地域の解消、汚水処理の早期概成に向け、交付金の予算配分を要望する。</p> <p>○社会資本整備総合交付金 汚水管渠整備延長 L=7.6km</p>	継続	<p>令和5年度当初から下水道事業を公営企業会計に移行されるということで、国土交通省からは「公営企業会計への移行後は社会資本整備総合交付金の交付は可能」との回答を得ておりますので、交付金の配分については特に問題ないものと考えております。</p> <p>また、下水道の未普及対策については、例年と同様に国に要望を行います。</p>
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課) 地域づくり推進部 (市町村課)	②	境港市公共下水道事業	<p>2. 老朽化対策</p> <p>これまで集中的に整備した施設は、順次、更新時期を迎え、更新需要が増すため、下水道事業経営への影響が懸念される。下水道処理場は、ストックマネジメント計画により、重要度や緊急度に応じて、優先順位を付け、劣化状況を点検・調査し、予防保全型の維持管理により、老朽化による緊急停止などの事故を未然に防止する必要がある。</p> <p>また、下水道管路施設は、供用開始から30年以上を経過したコンクリート管が発生しており、今後、劣化が進むことが予想される。ストックマネジメント計画により、予防保全型の維持管理により、道路陥没等の事故を未然に防止する必要がある。老朽化による事故を未然に防止するとともに、各施設の点検・調査を進める必要がある、交付金の予算配分を要望する。</p> <p>○防災・安全交付金 処理場の機器点検調査 1式</p> <p>○防災・安全交付金 管路施設の点検調査 L=34 km</p>	継続 ・ 新規	<p>下水道の老朽化対策については、例年と同様に国に要望を行います。</p>

国所管等	県所管部(課)等	番号	項目	要望内容	区分	回答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課) 地域づくり推進部 (市町村課)	③	境港市公共下水道事業	<p>3. 地震対策</p> <p>下水道は、日常生活に欠かせない重要なライフラインであることはもちろん、災害などの緊急時においても市民生活、医療活動、公衆衛生の保持に大変重要な施設であり、平時はもちろんのこと、有事の際も機能が停止してはならない大変重要な施設である。</p> <p>下水道施設に影響がある大規模な地震に対して、事前防災の観点から、計画的に地震対策を進めていく必要がある。</p> <p>下水道施設の耐震対策・耐津波対策について、旧指針で建設された施設の改築・更新を行うにあたり速やかに、耐震化を図る必要がある。耐震診断・耐震対策に対する予算配分を要望する。</p> <p>○防災・安全交付金</p> <p>下水処理場耐震診断 1式</p>	新規	下水道の地震対策については、例年と同様に国に要望を行います。
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課) 地域づくり推進部 (市町村課)	④	境港市公共下水道事業	<p>4. 浸水対策</p> <p>近年、局地的な豪雨災害が全国で頻発しており、境港市も令和3年7月には、水路の排水能力を上回る観測史上最大の時間雨量 80.5mmの豪雨により、浸水被害が発生した。</p> <p>今後は、浸水被害のあった地区を、重点対策地区として、計画的、効率的に整備するとともに、想定外の豪雨に対しても事前防災の観点で、ハード・ソフト両面から総合的に浸水対策を進めていく。</p> <p>令和3年7月豪雨により浸水被害のあった外江地区の浸水被害の軽減を目的として、雨水幹線の詳細設計と水路の改修工事を実施するため、交付金の予算配分を要望する。</p> <p>○防災・安全交付金</p> <p>矢尻川雨水幹線詳細設計 L=1.1 km</p> <p>外江14号線他水路改修工事 L=300m</p>	新規	下水道の浸水対策については、例年と同様に国に要望を行います。